

●香川県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、丸亀市選挙管理委員会から平成29年1月25日に指定の取消しを行った旨並びに施設の名称及び所在地の変更を行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成29年2月3日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
丸亀市	丸亀市岡田コミュニティセンター	略	丸亀市	丸亀市岡田コミュニティセンター	略
	丸亀市綾歌総合文化会館	略		丸亀市栗熊コミュニティセンター	丸亀市綾歌町栗熊西1638番地1
略			略		
	丸亀市飯野コミュニティセンター	略		丸亀市綾歌総合文化会館	略
	丸亀市生涯学習センター	略	略		
略				丸亀市飯野コミュニティセンター	略
	丸亀市郡家コミュニティセンター	丸亀市郡家町814番地1		丸亀市城坤コミュニティセンター	丸亀市今津町283番地
略				丸亀市生涯学習センター	略
	丸亀市飯山総合学習センター	略	略		
	丸亀市飯山総合保健福祉センター	略		丸亀市郡家コミュニティセンター	丸亀市郡家町800番地1
	飯山総合運動公園体育	略	略		
				丸亀市飯山総合学習センター研修室	略
				丸亀市飯山総合保健福祉センター会議研修室	略
				飯山総合運動公園体育	略

	館	
	略	
略		

	館サブアリーナ	
	略	
略		